

東成瀬村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 2,396	千円 4,295,947	千円 82,876	千円 411,223	% 9.6	% 8.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

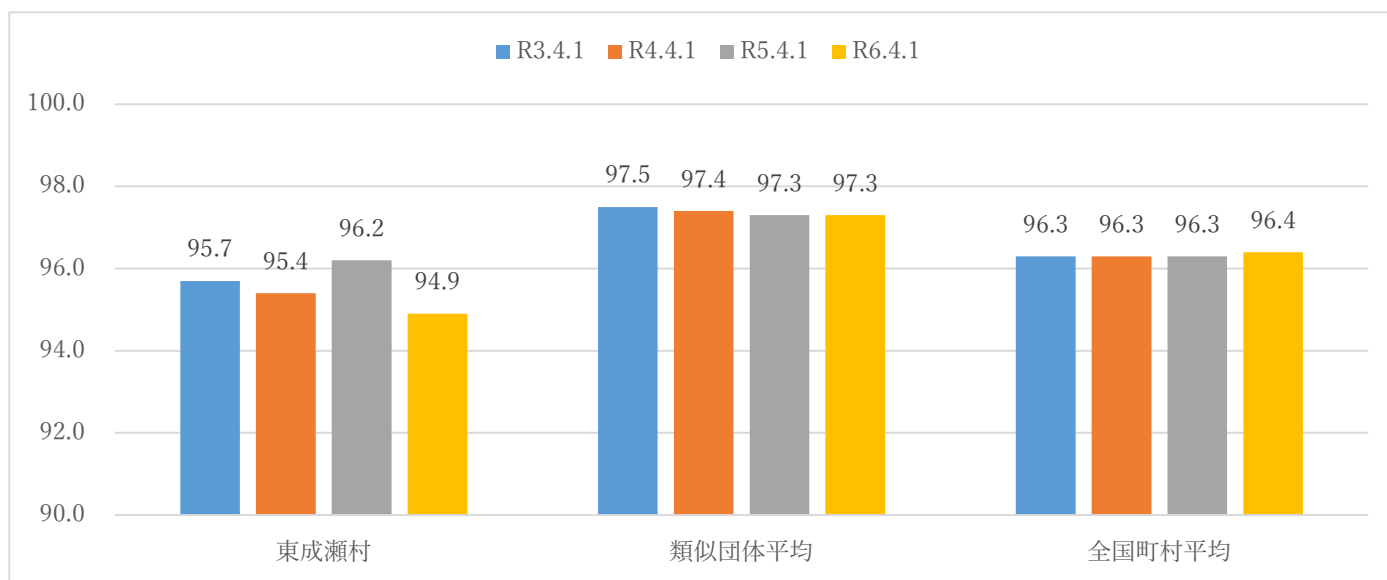
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 39	千円 141,363	千円 22,102	千円 48,587	千円 212,052	千円 5,437	千円 5,916

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本村は該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 行政職給料表及び単労職給料表を秋田県に準じて改正している。

激変緩和のため、3年間(平成30年12月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施済み。

②地域手当の見直し 本村は支給なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東成瀬村	43.4 歳	315,522 円	344,925 円	343,922 円
秋田県	43.0 歳	324,600 円	386,200 円	353,900 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	302,599 円	348,683 円	327,516 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東成瀬村	55.6 歳	7 人	244,512円	254,497円	252,326円	—	—	—	—
うち学校給食員	59.9 歳	2 人	241,681円	245,847円	244,748円	飲食物調理従事者	49.0 歳	206,000円	1.19
うち用務員	×	1 人	×	×	×	他に分類されない 運搬等従事者	49.1 歳	244,800円	×
その他	57.8 歳	4 人	255,334円	274,185円	270,934円	—	—	—	—
秋田県	54.2 歳	215 人	314,400円	349,800円	328,200円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	2 人	273,536円	291,816円	284,628円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
東成瀬村	—	—	—
うち学校給食員	3,803.9千円	2,711.2千円	1.40
うち用務員	×	3297.3千円	×
その他	4,340.3千円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		東 成 瀬 村	秋 田 県	国
一般行政職	大 学 卒	197,328円	203,563円	196,200円
	高 校 卒	167,557円	171,882円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,943円	169,971円	—
	中 学 卒	156,192円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

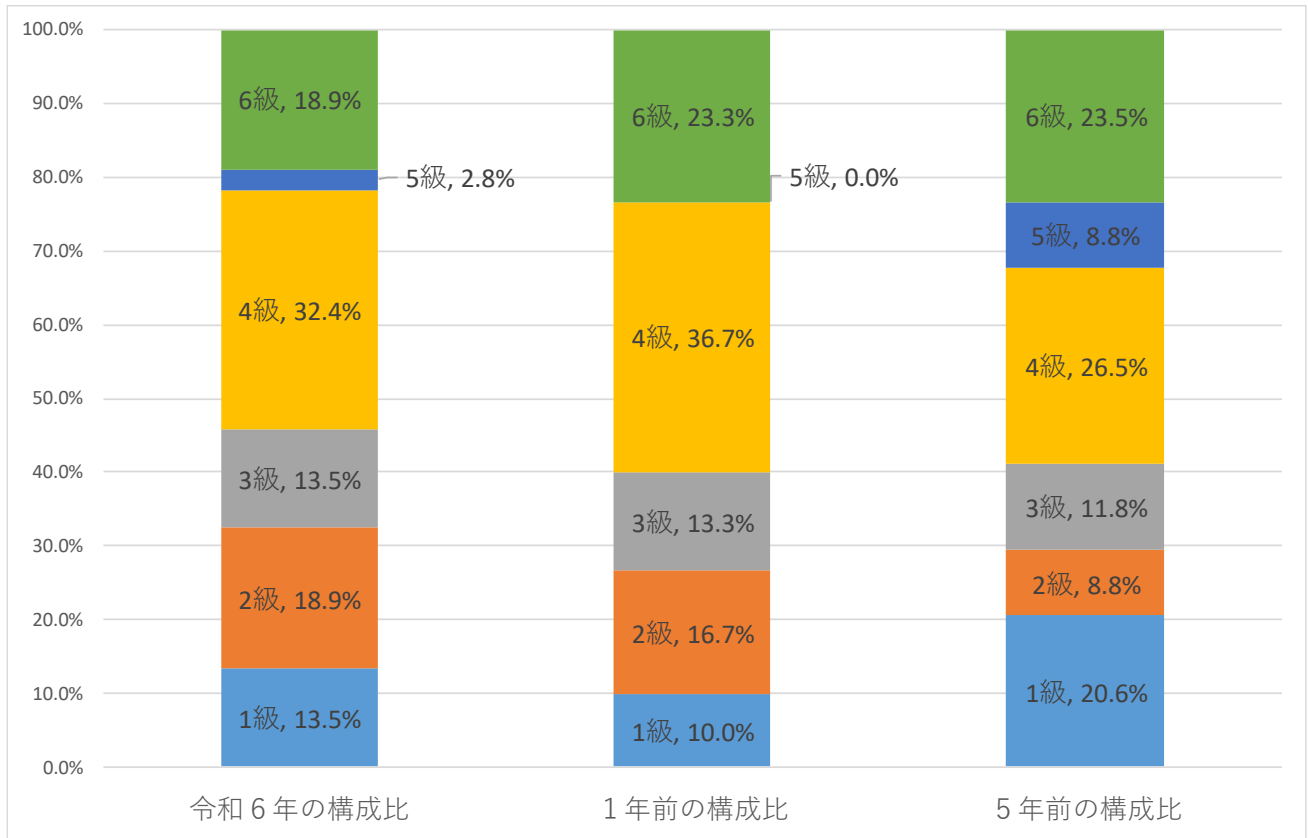
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,162円	330,841円	380,072円	—
	高 校 卒	236,854円	331,495円	332,601円	370,769円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	263,707円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

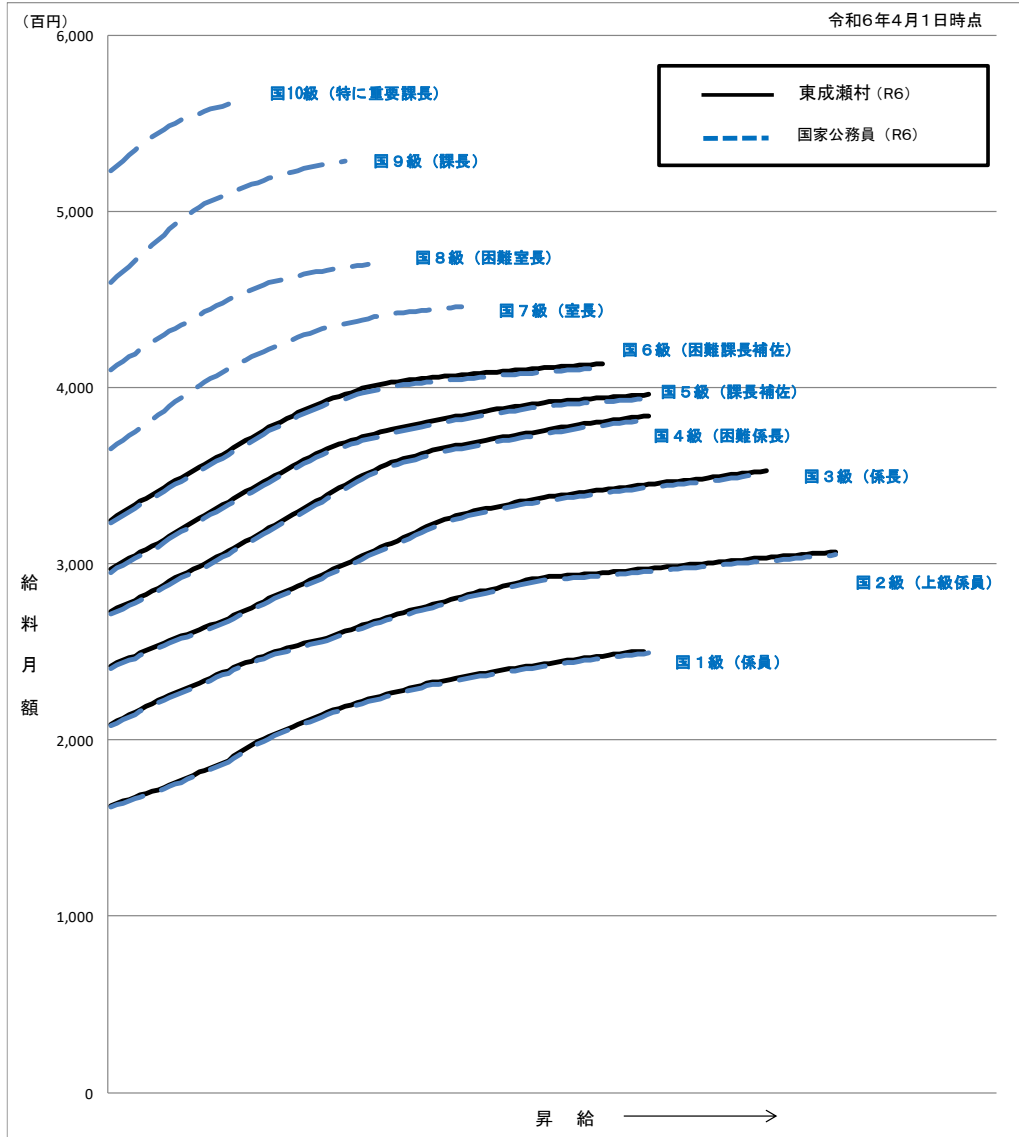
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	7人	18.9%	324,957円	413,664円
5級	室長	1人	2.8%	297,098円	396,265円
4級	課長補佐	12人	32.4%	273,161円	384,196円
3級	主査	5人	13.5%	242,285円	353,018円
2級	主任	7人	18.9%	209,196円	306,954円
1級	主事	5人	13.5%	163,032円	250,834円

- (注) 1 東成瀬村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（東成瀬村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 成 瀬 村	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,246 千円	1人当たり平均支給額 (R5年度) 1,694 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.4) 月分 (0.95) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (東成瀬村)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

東成瀬村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.409 月分	47.709 月分	最高限度	47.409 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%から45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%から45%		

(注) 1 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 本村は支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療所勤務	診療所に勤務する職員	レントゲン作業に従事	58 千円	日額 250円
感染症防疫作業	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業に従事	0 千円	従事した日1日につき 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,385 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	75 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,031 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	74 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・ 統括課長、課長、次長 40,000円 ・ 参事、室長 20,000円 ・ 国民健康保険資料書医師 80,000円	同	—	4,560 千円	506,666 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・ 子 10,000円 ※特定期間加算額 5,000円 ・ 子以外の扶養親族 6,500円	同	—	6,392 千円	236,740 円
住居手当	借家に居住する職員に支給 ・ 借家（月額12,000円以上の家賃を払ってる職員に家賃額に応じて支給） 限度額27,000円	異	家賃の上限下限の差異	716 千円	238,666 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・ 交通用具使用	同	—	2,795 千円	84,697 円

	(通勤距離に応じて支給) 2,000円～31,600円 ・交通機関利用(実費)限度額 55,000円				
単身赴任手当	異動などに伴い転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活する職員等に支給 23,000円 (住居間の交通距離に応じて加算)	異	支給額	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日、休日等に勤務した場合 1回につき 統括課長、次長、国保診療所医師 8,000円 参事、室長、教育政策監 6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合は150%を乗じた額) ・週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 1回につき 統括課長、次長、国保診療所医師 6,000円 参事、室長、教育政策監 4,000円	同	—	92千円	10,222円
日直手当	日直を行った職員に支給 ・勤務1回につき 4,400円	同	—	536千円	19,142円
寒冷地手当	11月から翌3月までの各月の初日に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のいる職員 17,800円 ・世帯主で扶養親族のいない職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	同	—	2,925千円	62,255円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	730,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円	
	副 村 長	560,000 円	705,000 円 / 415,000 円	
報 酬	議 長	255,000 円	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	221,000 円	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	211,000 円	290,000 円 / 130,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(R5年度支給割合) 3.225 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(R5年度支給割合) 3.225 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×0.47×在職月数	(1期の手当額) 16,469 千円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額×0.28×在職月数	7,527 千円	任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	-	機構改革に伴う人員配置の見直しによる減
		総務・企画	12	12	-	
		税務	1	2	▲1	
		労働	0	0	-	
		農林水産	5	4	1	
商工		2	1	1		
土木		4	3	1		
民生衛生		4	4	-		
	計	33	32	1	<参考> 人口1万当たり職員数 137.72 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 176.76 人)	
	教育部門	7	7	-		
	小計	40	39	1	<参考> 人口1万当たり職員数 166.94 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 206.21 人)	
公営企業計等部門	病院	5	4	1	次年度退職予定者との引継ぎを考慮した新規採用による増	
	簡易水道	1	1	-		
	下水道	1	1	-		
	その他	3	3	-		
	小計	10	9	1		
合計		50 [59]	48 [59]	2	<参考> 人口1万当たり職員数 208.68 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	3人	4人	11人	6人	5人	5人	6人	4人	10人	4人	50人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	38	36	34	32	32	33	▲5(13.2%)
教育	7	8	7	6	7	7	-
普通会計計	45	44	41	38	39	40	▲5(11.1%)
公営企業等会計計	13	8	9	9	9	10	▲3(23.1%)
総合計	58	52	50	47	48	50	▲8(13.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。